

助産所廃止・休止・再開届出書の記載要領

事案	助産所を廃止・休止・再開した場合又は開設者が死亡・失そうの宣告を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第1項（廃止）、第8条の2第2項（休止・再開）、第9条第2項（死亡・失そう）		
提出期限	廃止・休止・再開・死亡・失そう宣告後10日以内	様式	10
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	（1）許可を受けて開設していた場合は開設許可書 ※ 紛失等で添付できない場合は、理由書が必要		
提出部数	2部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項

「開設者」欄	
開設者住所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者の住所とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、届出者の住所を記載する。なお、この場合、開設者の住所は「7. 理由」の欄に記入すること。
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者の氏名とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。 ・個人の場合は、開設者個人の氏名を記載する。 ■ 開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、届出者の氏名を記載する。なお、この場合、開設者の氏名は「7. 理由」の欄に記入すること。 ■ 開設者（届出者）の電話番号を記載する。
続柄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者本人が届出する場合（原則は本人届出）は、続柄の記入不要。 ■ 死亡、失そう等により開設者本人による届出が不可能な場合については、戸籍法による届出義務者が届出を行う。この場合に開設者からみた届出者の続柄を記載する。 （死亡のときの届出義務者）戸籍法第87条 <ul style="list-style-type: none"> （1）同居の親族 （2）その他の同居者 （3）家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人。 ※ 死亡の届出は、届出義務者以外の同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人もすることができる。 （失そうのときの届出義務者）戸籍法第94条 <ul style="list-style-type: none"> （1）家庭裁判所に失そう宣告の裁判の請求をした者

助産所廃止・休止・再開届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
1. 開設者の住所及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の場合の住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 (注) 代表者の職名・氏名も記載すること。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
2. 助産所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設届出書又は開設許可書の場所（変更があった場合は届け出た場所）を記載する。 ■ 電話番号は、助産所の電話番号を記載する。
4. 廃止年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際に助産所を廃止した年月日を記載する。 ■ 開設者死亡の場合は、死亡年月日を記載する。 ■ 開設者失そうの場合は、失そう宣告を受けた年月日を記載する。 ■ 民法第31条の規定によって死亡したとみなされる日については、「7. 理由」の欄に記入すること。
5. 再開年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際に助産所を再開した年月日を記載する。
6. 休止期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 助産所を休止する予定の期間を記載する。 ■ 1年を超える場合については、廃止を検討すること。 (参考法令) 医療法第29条第1項第2号 医療法第7条の開設許可を受けて開設した（非助産師開設）助産所については、休止した後正当な理由がないのに1年以上業務を再開しないときには、開設許可取消しの対象となる。

助産所廃止・休止・再開届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項

7. 理由

- 廃止・休止・再開の理由を具体的に記載する。
- 休止の場合には、休止の理由とあわせて、休止する期間の具体的かつ明瞭な理由を記載すること。
- 開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、開設者の住所・氏名及び死亡又は失そう宣告を受けた日を記載する。

(開設者死亡の場合の記載例)

開設者が死亡したため (死亡診断書添付)

開設者住所 大阪市〇区〇〇△丁目△番△号

開設者氏名 〇〇 〇〇

死亡年月日 令和〇年〇月〇日

(開設者失そうの場合の記載例)

開設者が失そうしたため (失そう宣告裁判の謄本添付)

開設者住所 大阪市〇区〇〇△丁目△番△号

開設者氏名 〇〇 〇〇

失そう宣告を受けた日 令和〇年〇月〇日

死亡したとみなされる日 令和〇年〇月〇日

(その他の留意事項)

助産所を移転、又は開設者を変更した場合は、変更届ではなく、旧助産所の廃止届、及び新たな助産所の開設手続きが必要。